

津島市障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画（案）に対するパブリックコメントの結果

期 間：平成 30 年 1 月 4 日から平成 30 年 1 月 26 日まで

周 知：広報及び市ホームページにて周知。

意見募集：市役所、神守支所及び神島田連絡所で閲覧に供し、意見投函箱にて意見募集。

市ホームページにおいても案を公開するとともに、直接持参、郵送、FAX及び電子メールでも意見募集。

意 見：6 件（2 名・1 事業所）

○意見及びそれに対する対応等

	該当項目	意見の概要	左記意見に関する対応・考え方
1	居宅介護事業所の見込量及び確保策（P.98）	吸引が可能な居宅介護事業所がないため、対応可能な事業所が増えると良いと思います。	居宅介護事業所の事業所数は、利用者の見込みに対し、現状の事業所数で対応が可能と考えておりますが、吸引が必要な方など、障がいのある人一人ひとりの状況に応じたサービスの提供ができるよう、市外の事業所を含め、調整することで対応します。
2	就労継続支援の見込量（P.101）	A型とかB型とか、障がい者が働く場所を増やしてほしい。	就労継続支援事業所について、A型については、定員が市内3事業所合計で、利用者数の見込みの5割弱ですが、市内の事業所に通所しているA型利用者は3割となっています。B型については、定員が市内7事業所合計で、利用者数の見込みの9割ですが、市内の事業所に通所しているB型利用者は7割となっています。そのため、現状の事業所数で対応が可能と考えております。

	該当項目	意見の概要	左記意見に関する対応・考え方
3	短期入所の見込量 (P. 103)	短期入所について、利用したい利用者が大変多くありますが利用希望日が重なっているため利用できないでいます。そのため、多くの事業所の参入があるとよいと思います。	短期入所については、利用者数の微増を見込んでおり、現状の事業所数で対応が可能と考えておりますが、希望日に利用ができないことについては、市外の事業所を含めて調整し、対応することとし、確保策として103ページに記載します。
4	計画相談支援の見込量記載方法 (P. 106) ほか	計画相談について、モニタリングと更新や変更に伴う計画書の提出のみが仕事ではありません。そのため毎月利用者様対応に非常に追われている状況です。サービス見込量の記載方法ではそのような現状の理解には繋がりにくいと思います。現状の状況が把握しやすい統計に変更してもよいのではと思います。また、一般相談も対応をしているためその事についても福祉計画で反映してもよいと思います。	サービス見込量の記載方法は、国の指針に基づき、記載しております。一般相談については、総合的な相談窓口として、事業の実施状況を第3章41ページに、また、相談体制の充実を図っていくことを第4章72ページに掲載しています。
5	手話通訳者設置事業の見込量 (P. 110)	110ページの手話通訳者設置事業ですが、市役所や病院に手話のできる人をおく予定はないのですか。	聴覚に障がいのある方の手話通訳については、必要な時に手話通訳者を派遣することで対応しておりますが、それが困難な緊急時等の対応も想定し、平成31年度からの設置を目指します。その旨を110ページに記載します。

	該当項目	意見の概要	左記意見に関する対応・考え方
6	児童発達支援、放課後等デイサービスの見込量及び確保策（P. 115）	リクライニングタイプの車椅子を使用する障がい児の受入事業所（児童発達支援、放課後等デイサービス）が少なく車椅子使用者の利用が難しい状況ですのでそのような事業所が増えると良いのではないのでしょうか。	市内の事業所でリクライニングタイプの車椅子使用者が利用できる事業所は3か所あり、現状の事業所数で対応が可能と考えておりますが、利用が困難な際は、市外の事業所を含め、調整することで対応することとし、障がいのある人一人ひとりの状況に応じてサービスの提供ができる事業所の確保に努めるよう、117ページの確保策に記載します。